

産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県館林市苗木町2548番地

氏 名 株式会社鵠商

代表取締役 鵠崎勝一

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 3年 7月12日

許可の有効期限

令和10年 7月11日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（選別、破碎）、中間処理（溶融固化）、中間処理（圧縮・梱包）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（選別、破碎）

- ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、
⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類（以上8種類）

中間処理（溶融固化）

- ①廃プラスチック類（以上1種類）

※①については、廃発泡スチロールに限る。

中間処理（選別、破碎）

- ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、
⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類（以上8種類）

※破碎する廃棄物については、⑦のうち廃石膏ボードに限る。

中間処理（選別、破碎）

- ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、
⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類（以上8種類）

※破碎する廃棄物については、⑦のうち廃石膏ボードに限る。

中間処理（圧縮・梱包）

- ①廃プラスチック類、②紙くず、③繊維くず（以上3種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（選別、破碎）の設置場所

群馬県館林市近藤町字雲雀 4 1 5 番 1 及び邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀 3 3 1 8 番 1

イ 中間処理施設 (選別、破碎) の設置年月日

平成 2 4 年 2 月 9 日

中間処理施設 (選別、破碎) の許可年月日及び許可番号

平成 2 3 年 7 月 7 日 群馬県第 3 5 3 - 0 号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

がれき類

(イ) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [1 5 . 2 t / 日]

紙くず [1 3 . 9 t / 日]

木くず [9 . 2 t / 日]

繊維くず [1 2 . 9 t / 日]

ゴムくず [1 4 . 1 t / 日]

金属くず [1 4 . 5 t / 日]

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [1 5 . 7 t / 日]

がれき類 [1 8 t / 日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県館林市近藤町字雲雀 4 1 5 番 1 及び邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀 3 3 1 8 番 1

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 1 6 7 . 8 m² 保管容量 1 5 6 m³

(2) ア 中間処理施設 (溶融固化) の設置場所

群馬県館林市近藤町字亀甲 3 1 8 番 1 2、3 1 8 番 1 3、邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀 3 3 2 8 番 5 及び 3 3 3 3 番 1

イ 中間処理施設 (溶融固化) の設置年月日

令和 4 年 6 月 1 7 日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 溶融固化

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [0 . 4 8 t / 日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県館林市近藤町字亀甲 3 1 8 番 1 2、3 1 8 番 1 3、邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀 3 3 2 8 番 5 及び 3 3 3 3 番 1

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 4 5 . 6 m² 保管容量 4 3 . 3 2 m³

(3) ア 中間処理施設 (選別、破碎) の設置場所

群馬県館林市近藤町字雲雀 4 1 5 番 1 及び邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀 3 3 1 8 番
1

イ 中間処理施設（選別、破碎）の設置年月日

平成 2 9 年 9 月 5 日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

がれき類

(イ) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [3. 4 5 t / 日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県館林市近藤町字雲雀 4 1 5 番 1 及び邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀 3 3 1 8 番
1

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 7. 7 7 m² 保管容量 8 m³

(4) ア 中間処理施設（選別、破碎）の設置場所

群馬県館林市近藤町字雲雀 4 1 5 番 1 及び邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀 3 3 1 8 番
1

イ 中間処理施設（選別、破碎）の設置年月日

平成 2 9 年 9 月 5 日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

がれき類

(イ) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [3. 4 5 t / 日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県館林市近藤町字雲雀 4 1 5 番 1 及び邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀 3 3 1 8 番
1

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 3. 2 m² 保管容量 4 m³

(5) ア 中間処理施設（圧縮・梱包）の設置場所

様式第九号の二（第十条の六関係）

群馬県館林市近藤町字雲雀 4 1 5 番 1 及び邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀 3 3 1 8 番

1

イ 中間処理施設（圧縮・梱包）の設置年月日

平成 2 9 年 9 月 5 日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 圧縮・梱包

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [3 4. 5 t / 日]

紙くず [2 9. 6 t / 日]

繊維くず [1 1. 8 t / 日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県館林市近藤町字雲雀 4 1 5 番 1 及び邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀 3 3 1 8 番

1

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 2 0. 5 7 m² 保管容量 2 4 m³

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成 1 6 年 7 月 1 2 日 新規許可

平成 2 1 年 7 月 1 2 日 更新許可

平成 2 4 年 3 月 1 6 日 変更許可

平成 2 6 年 7 月 1 2 日 更新許可

平成 3 0 年 9 月 1 2 日 変更許可

令和 3 年 7 月 1 2 日 更新許可

5 規則第 1 0 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無

有・無